

# 輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2019.01.09施行行政省令対応 ( 1 / 2 )

次に掲げる貨物であつて、  
 経済産業省令で定める仕様のもの  
 10- (5) 反射鏡  
 (6) 光学部品であつて、  
 セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの  
 又は宇宙用に設計したもの  
 (7) 光学器械又は光学部品の制御装置

貨物名:
メーカー名:
型及び銘柄:

	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九 光学器械又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの	[ ]		
イ 反射鏡であつて、次のいずれかに該当するもの	[ ]		
(一) 鏡面の形状を変化させることができるものであつて、 能動開口の口径が10ミリメートルを超えるもののうち、 次のいずれかに該当するもの又はその部分品	[ ]		数値 ( )
1 機器の共振周波数が750ヘルツ以上であつて、 200個を超える作動器を有するもの	[ ]		数値 ( ) 数値 ( )
2 レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの	[ ]		
一 持続波レーザー発振器を使用した場合に1平方 センチメートル当たり1キロワットを超えるもの	[ ]		数値 ( )
二 パルス繰り返し周波数が20ヘルツで、 パルス幅が20ナノ秒のレーザーパルスを使用した場合に 1平方センチメートル当たり2ジュールを超えるもの	[ ]		数値 ( )
(二) 複合材料又は発泡体の部分を有していないものであつて、 鏡面の1平方メートル当たりの質量が 30キログラム未満のものうち、 全重量が10キログラムを超えるもの (太陽放射を追従するために地上に設置されたヘリオスタット用に 設計した反射鏡を除く。)	[ ]	《 》 ] 除外	数値 ( )
(三) 複合材料又は発泡体の部分を有するものであつて、 鏡面の1平方メートル当たりの質量が 30キログラム未満のものうち、 全重量が2キログラムを超えるもの (太陽放射を追従するために地上に設置されたヘリオスタット用に 設計した反射鏡を除く。)	[ ]	《 》 ] 除外	数値 ( )
(四) 一 (二) 1に該当する光の走査用の反射鏡ステージのために 設計された反射鏡であつて、 平面度が63.3ナノメートル以下のものうち、 次のいずれかに該当するもの	[ ]		数値 ( )
1 直径又は長軸の長さが100ミリメートル以上のもの	[ ]		数値 ( )
2 次の一及び二に該当するもの	[ ]		
一 直径又は長軸の長さが50ミリメートル超 100ミリメートル未満のもの	[ ]		数値 ( )
二 レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの	[ ]		
イ 持続波レーザー発振器を使用した場合に 1平方センチメートル当たり10キロワットを 超えるもの	[ ]		数値 ( )
ロ パルス繰り返し周波数が20ヘルツで、 パルス幅が20ナノ秒のレーザーパルスを使用した 場合に1平方センチメートル当たり 20ジュールを超えるもの	[ ]		数値 ( )
ロ セレン化亜鉛又は硫化亜鉛からなる光学部品であつて、 3,000ナノメートル超25,000ナノメートル以下の 波長の光を透過するものうち、次のいずれかに該当するもの	[ ]		数値 ( )
(一) 体積が100立方センチメートルを超えるもの	[ ]		数値 ( )
(二) 直径又は長軸の長さが80ミリメートルを超え、 かつ、厚さが20ミリメートルを超えるもの	[ ]		数値 ( )
ハ 宇宙用に設計した光学部品であつて、次のいずれかに該当するもの	[ ]	告示貨物	
(一) 全体が稠密な状態である場合に比し 20パーセント未満の重量に軽量化したもの	[ ]	ちゅう *稠	数値 ( )
(二) 基板 (コーティングしたもの又は保護膜を有するものを含む。)	[ ]		
(三) 宇宙空間で組み立てるように設計した反射鏡であつて、 組み立てた場合の受光面積の和が 口径1メートル以上の反射鏡と同等になるものの部分品	[ ]		数値 ( )
(四) すべての方向について線膨張係数が 温度1度当たり100万分の5以下の複合材料からなるもの	[ ]		数値 ( )